

震災時の被害認定（火災を除く）及びり災証明発行の手引き（案）の作成について

本手引きは、横浜市防災計画「震災対策編」第4部、第1章、7り災証明に定める、家屋損壊判定基準及び損壊家屋のり災証明要領に替わるものです。

〇目的

平成16年の新潟県中越地震、昨年3月の能登半島地震、7月の新潟県中越沖地震など、大規模地震が発生する度に、被災地の職員のほとんどが、被害認定調査の困難性を指摘しています。

これは、限られた人員の中で、災害直後の救助・救護活動等の応急活動に加え、調査経験の無い職員が、被災した建物を一軒一軒巡回し、その被害状況を迅速に調査しなければならないという膨大な事務が発生するからです。

さらに、り災証明書の発行の段階では、申請時に本人を証明するものや被災住宅に関する書類等が焼失又は全壊等により無くなってしまうことも多く、被災者の特定が困難なことに加え、その後の被災者支援制度を活用するにあたり、全壊と半壊、半壊と一部損壊では、給付や各種保険制度等の減免で、多大な違いが生ずることから、被災者からの再調査申請も多く正確性と公平性が求められるからです。

このようなことから、当該手引きは、一般職員が被害認定調査及びり災証明の発行事務を実施にあたって必要な基礎的事項について定めたものです。

〇手引きの範囲

本手引きは、災害対策基本法第53条、地方自治法第2条及び横浜市防災計画「震災対策編」に基づき、被害認定及びり災証明発行事務に関し、主に区役所職員（被害調査班）が実施する震災時における火災以外の人的被害や建物の倒壊、その他の被害の取扱について必要な事項を定めます。

〇地震被害想定

項目	南関東地震	横浜市直下型地震	東海地震
建物被害棟数	120,000棟	82,000棟	1,900棟
焼失棟数	6,900棟	2,700棟	0棟
死者数	3,700人	2,100人	19人
負傷者数 （重症含む）	25,000人	19,000人	230人
避難者数	500,000人	340,000人	5,400人

※南関東地震での建物被害（火災以外）

【調査員だけで、最低、延べ660人が必要（22班（2人）×15日間実施）

120,000（中破以上の建物）÷18区＝約6,700棟

6,700÷15日（被害認定調査期間）＝約450棟

450÷20（概ね1班20件／日）＝22班

〇り災証明発行者

火災以外のり災の証明	区長
火災によるり災の証明	消防署長

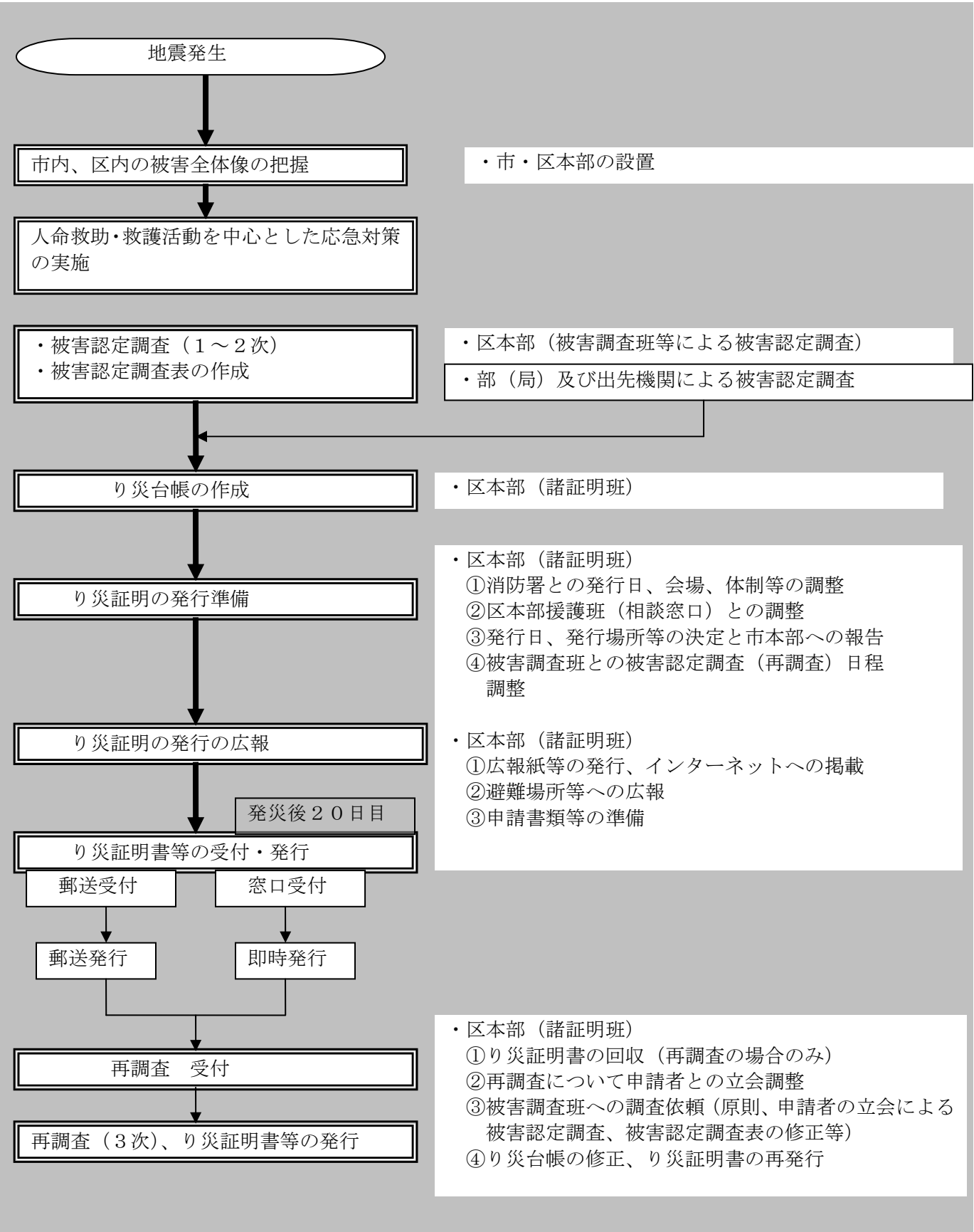
〇今後の予定

〇3月上旬 まちづくり調整局、行政運営調整局等との調整、都筑区及び金沢区への照会

〇3月下旬 区役所被害調査班及び諸証明班を対象とした、手引き（案）の説明（メディアタワー）

〇3月〃 局長決裁、運用

〇被害調査及びり災証明の発行



■本手引き（案）の概要

○第1編 総則

総則では、各局区が実施する被害認定調査及びり災証明の発行に関する法的根拠や、被害認定調査を実施するうえで必要な組織、役割、調査資機材の整備等について定めています。

第1 被害状況の報告と被害認定

被害調査の法的根拠として、災害対策基本法第53条に基づき、市町村が県に報告する被害調査の種類について定めています。

第2 被害の認定基準（り災程度）

被害認定の基準として、死者、行方不明者、重傷者等の人的被害の基準をはじめ、全壊、大規模半壊、半壊等の住家被害及び非住家での被害基準、田畑被害、その他の被害の認定基準について定めています。

第3 被害認定調査の報告

震災時の市から県への報告の流れや、区災害対策本部から市災害対策本部への報告要領について定めています。

第4 被害調査件数の想定

横浜市防災計画「震災対策編」で定める地震被害想定調査結果を記載しています。

第5 被害認定調査の実施

現地調査を実施するに当たっての調査体制、被害調査計画の作成、調査方針、調査資機材、広報、職員の留意事項及び調査区分等について定めています。

第6 被害認定調整会等の設置

被害認定の平準化を図るため市災害対策本部内に関連部で構成する被害認定調整会を設置するとともに、各区においても被害認定調査の平準化と調査員の情報の共有化を図るため、区連絡・調整会の設置について定めています。

第7 り災証明

り災証明の発行の法的根拠、区分、り災台帳の整備、発行者、申請・発行及び広報等について定めています。

第8 再調査

再調査の実施基準、申請、再調査の実施及びり災証明書の発行について定めています。

第9 教育・研修の実施

各局の被害調査担当職員及び区被害調査班、諸証明班の職員に対する教育や研修の実施について定めています。

○第2編 被害認定調査要領

第2編では、国の「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（以下、国の指針という。）に基づく、住家の全壊、大規模半壊、半壊の判定を補完するため、現場調査に必要な要領等について定めています。

第1 住家の被害認定調査

市における被害認定調査の考え方を定めています。

第2 被害認定調査フロー

被害認定調査に関する事務フローを記載しています。

第3 2次調査

区本部被害調査班等が実施する現地調査について、関係者からの聞き取り調査項目、現況調査項目及び写真の撮影要領等について定めています。また、国の指針に基づく第1次判定と第2次判定の方法について、国の指針を補完するために、判定用図面の作成や調査様式を使用した損害割合の算定方法等について定めています。

第4 調査終了後の事務

調査済票の交付、建物のり災程度を記載した地図の作成について定めています。

第5 3次調査

国の指針に基づく、3次判定調査、浸水被害調査について定めています。

第6 調査様式の記載要領

○第3編 り災証明発行要領

第3編では、り災証明の発行に必要な発行区分や発行者、対象者等について定めるとともに、り災台帳の作成、り災証明の発行体制、証明書の記載要領、発行窓口の設置と対応要領等について定めています。

第1 り災証明の発行の流れ

地震発生から被害認定調査、り災台帳の作成、発行の準備、発行と広報及び再調査等、り災証明の発行に必要な事務全体の流れを記載しています。

第2 り災証明

り災証明の区分、発行者、対象、受付窓口の設置、申請、発行及び広報等について定めています。

第3 り災台帳の作成

り災台帳の意義、り災台帳の作成と管理等について定めています。

第4 発行体制の整備

総括責任者の指定、発行体制と各担当者の役割、人員の確保について定めています。

第5 り災証明の作成要領

り災証明申請書の記載事項及びり災証明書等の発行要領について定めています。

第6 り災証明発行窓口の対応要領

受付窓口での総合案内、受付担当、証明書発行担当、相談担当及び郵送担当の各種対応要領について定めているとともに、受付窓口のレイアウトについて記載しています。

第7 再調査

再調査の実施基準、再調査の申請と調査等について定めています。

第8 ＜参考＞災害時に発生あるいは急増した市町村関連事務

阪神・淡路大震災時に新たに発生した事務及び急増した事務について、参考として掲載しています。

各種様式

○第4編 関係資料

関係資料として、被害認定調査及びり災証明の発行に関する、関係法令や国の通達等を掲載するとともに、被災市町村でのり災証明等の対応状況について掲載しています。

- 1 関連法令・通知集
 - 2 災害に係る住家の被害認定基準運用指針
 - 3 //
 - 4 //
 - 5 被災自治体における被害認定業務の取組事例
 - 6 災害時・被災者支援業務の手引き（案）
- 参考資料（判定の事例と損傷程度の例示）
参考資料